

# 電友会四国連合会報

第 47 号

59. 7



すて猫の曲  
 おいらはドウ猫三匹ぐん  
 赤の背の黒の尻の白の  
 腹かへつてめしやない  
 嬉はれはつてしよがな  
 ニヤンと元気でいさようぜ。

## 目次

年金生活者の皆さんへ……………電友会四国連合会長……………二	公社のごき……………二	四国初のデジタル通信網運用開始……………二	中距離通話料を値下げ……………四	表紙のことば……………四	年金情報……………四	五九年度の年金改定について……………四	恩給・共済年金に関し電退連の陳情……………五	五九年度公社に対する要望事項……………六	要望に対する公社の考え方……………七	電友会四国連合会総会……………八	共済会だより……………九	計報……………二〇	編集後記……………二〇
--------------------------------	-------------	-----------------------	------------------	--------------	------------	---------------------	------------------------	----------------------	--------------------	------------------	--------------	-----------	-------------

## 年金生活者の皆さんへ

電友会四国連合会

会長 泉 節太郎



このたびの国会で、かねてから論議の的になっていた、電電・専売・国鉄三公社の共済組合が、国家公務員の共済組合と統合せられ、統合後の法律が、「国家公務員等共済組合法」と呼ばれることになったことは、ご承知のことと存じます。

この新しい法律を、従来われわれに適用されていた法律「公共企業体職員等共済組合法」と較べてみると、改正せられた点が多々ありますが、そのうち電電OBにとって直接影響のあるものを申し上げます。年金の支給基準が、国家公務員なみとせられ、これに伴ってOBの多くの人は、当分の間、年金の受給率が上がらないことだと思われまます。何故そうなったのか、その理由は次の通りであります。

そもそも年金支給額は、職員の退職時の給与とか、組合員期間その他等によって算定せられていたわけでありまます。ところが、このたびの統合によって、年金の支給基準を国家公務員なみとし、すでに年金をもらっている電電OBについても、本年三月末において、その年金額を国家公務員なみとなるよう再計算をするということになりました。

そこで、退職時の給与額について言えば、電電などでは、特別昇給というものがあって、それまでの俸給に、この特別昇給額を加えたものを基礎として、年金額が算定せられておりました。

これに対し、国家公務員は、退職前一年間の平均給与額が年金算定の基礎となっており、この点だけから見ても、電電OBの方が有利であったのであります。

そのほか、共済組合期間については、従来何等の制限がなかったのに対し、改正後は四〇年を限度とすることとなり、また、年金額の最高額は退職時の給与額の七〇%以内に止められるなど、いろいろな制度が加えられたためであります。

それをこの際両者同じになるよう再計算するというのでありますが、ただその再計算せられた額が、現在の支給額を下廻る時は、再計算額が将来スライド等によって現在の支給額に達するまでは、年金の増額は行わない、ということになりました。

ですから再計算の結果、現在支給額より低額となった者に対しては、直ちに減額は行わないが、その代り、当分足踏みをしてもらうということでありまます。

今回の統合の動機は、国鉄共済の破綻救済ということにあったと思われまます。政府はなお統合の範囲を広げ、地方公務員共済、厚生年金から国民年金等、〇〇公的年金と称せられるものは、昭和七〇年までには、全部統合したい考えているようでありまます。

それは最近日本人の平均寿命が伸び、高齢化社会に移行してまいりました。これを共済

社会に当てはめて言えば、年金生活者が多くあり、その源資を支えるための現役組合員の数が相対的に減少し、年金制度を従来のまま放置しておけば、現役組合員の掛金率が非常に高くなって、到底その負担に堪えられないからだと言われております。

そして今後前記のような統合が進む場合、このたびの統合と同じように、年金受給者の受給条件は悪くこそなれ、良くなる見込は乏しいように思われまます。

電電公社退職者団体連合会は、年金の増額とか減税とか従来にも増して強い陳情を行うこととしておりますが、客観情勢は必ずしもよいとは言えません。

そこでOBの皆さんに申し上げたいことは、今後は各自の生活を合理化し、つましいながらも心豊かな生活へと、工夫をしてみてください。必要ではないかと思ひまます。

われわれも改善のための努力はいたしますが、みんな病気をしないで支出を少くし、たとえ年金の増額がなくても、心豊かにお過ごし下さるよう工夫いたしたいものと期待いたします。



## 四国初のデジタル通信網

6月20日から運用開始

四国電気通信局では、四国で初めての光ファイバーケーブル方式の工事を「松山―高松間」で、市外デジタル交換機D70の設置を松山電話局ですすめていたが、これが完成したのに伴い、六月二〇日から同時に運用を開

始した。

これにより、公社が取り組んでいるINS（高度情報通信システム）の基盤となる「デジタル通信網」の一部が四国で初めて姿をあらわした。このデジタル通信網は、当面は電話回線に利用するほか、テレビ会議、高速デジタル伝送サービスなど、高度情報社会におけるデジタルサービスの需要に対処するものである。

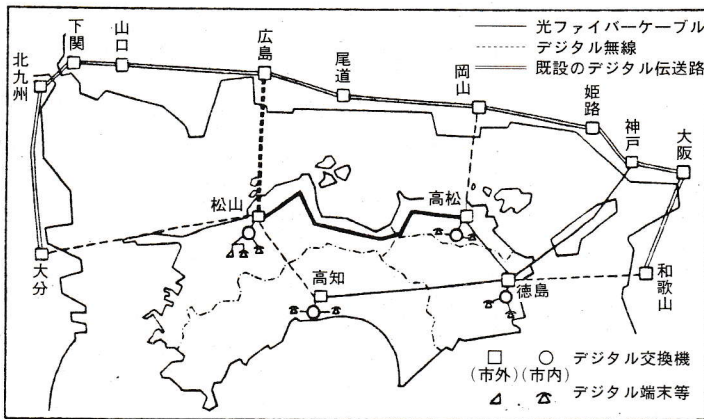
この「松山―高松間光ファイバーケーブル方式」は、総工費二八億円をかけて、松山―高松間二一〇kmに布設したもので（一〇心ケーブル）、途中一か所で中継を行い、二心の光ファイバーを一組（システム）として、一秒間に四億個の信号（ビット）を送送できる大容量伝送方式（F400M方式）である。電話に換算すると、一システムで五、七六〇回線の通信を同時に送受信することができる。

なお、この光ファイバーケーブル方式は、四国のデジタル伝送路の基幹となるばかりでなく、先に完成した広島―松山間デジタル無線伝送路を経由して、全国のデジタル通信網へ接続することにより、本州各地との高速デジタル伝送、テレビ会議等のサービスが可能となる。

一方、「市外デジタル交換機D70」（一、九〇〇回線分、容量は六、四五〇回線）は総工費四億円をかけたもので、愛媛県内の市外通話の基幹部分を統括交換する機能をもっている。

このデジタル交換機は、従来の電子交換機が通話路の接続に機械的な接点を使用しているのと異なり、高集積メモリを使用して電

四国のデジタル化計画



【注】太線部分が運用開始したデジタル伝送路

子化しており、機械的な可動部分が少なく、信頼性が高くなるとともに、小形で経済的になっている。また、この市外デジタル交換機とデジタル伝送路を組み合わせることで、デジタル信号化された通話を長距離にわたる市外区間でも、デジタル信号のまま、伝送、交換できることから、雑音やひずみに影響されにくい高品質で経済的なネットワークの形成が可能となる。

さらに市内デジタル交換機が導入され、加入者宅までデジタルで結ばれると、東京の武蔵野・三鷹地区で九月から実験予定のINSモデルシステムと同様の多彩なデジタルサービスの提供が可能となる。四国電気通信局では、今後のデジタルサービス需要に因應するため、六二年度までに、県庁所在地相互間のデジタル通信網を完成させるのをはじめ、四国管内のINSの基盤形成を積極的に推進することとしている。



デジタル通信網運用開始にあたってあいさつする小川通信局長

7月19日から  
中距離通話料値下げ  
— 60km ~ 320km を改定 —

電電公社では、「中距離料金の値下げ」を七月一九日から実施する。

今回の値下げは、昭和五五年一月の「夜間割引の拡大及び深夜割引制度の導入」、昭和五六年八月の「五〇〇kmを超える遠距離通話料の値下げ及び日曜・祝日割引の導入」、昨年七月の「三二〇kmを超える遠距離通話料の値下げ」に引き続き中距離（六〇kmを超え三二〇kmまで）通話料を値下げ（値下げ率三〇〜二九％）するとともに、これに合わせて専用料金等についても、値下げするものである。

これにより、たとえば、昼間に松山から大阪・京都に電話をかける場合、現行の三分間三六〇円が二六〇円に値下げされることになり、京阪神を経済圏に持つ四国の利用者は、より一層便利に気軽に利用できることとなる。なお、改定した通話料金は別表のとおりである。

表紙のことば

莊野 丹秀（内海）

すて猫の唄  
おいらはドラ猫三匹ぐみ  
雨が降っても家がない  
腹がへつてもめしがない  
嫌われたってしよがない  
ニャンと元気でいきようぜ

ダイヤル通話料の改定表

区分 距離区分	現 行			改 定		
	昼 間	夜 間	深 夜	昼 間	夜 間	深 夜
区 域 内	次の秒数ごとに10円 180秒 (10円)			次の秒数ごとに10円 180秒 (10円)		
隣接区域内	80秒 (30円)			80秒 (30円)		
~ 20km	80秒 (30円)			80秒 (30円)		
20~ 30km	38秒 (50円)			38秒 (50円)		
30~ 40km	30秒 (60円)			30秒 (60円)		
40~ 60km	21秒 (90円)			21秒 (90円)		
60~ 80km	15秒 (120円)	21秒 (90円)		15.5秒 (120円)	21秒 (90円)	
80~ 100km	13秒 (140円)	21秒 (90円)		13.5秒 (140円)	21秒 (90円)	
100~ 120km	10秒 (180円)	18秒 (100円)		10.5秒 (180円)	18.5秒 (100円)	
120~ 160km	8秒 (230円)	15秒 (120円)				
160~ 240km	6.5秒 (280円)	12秒 (150円)		7秒 (260円)	12.5秒 (150円)	
240~ 320km	5秒 (360円)	9秒 (200円)				
320km~	4.5秒 (400円)	7.5秒 (240円)	8.5秒 (220円)	4.5秒 (400円)	7.5秒 (240円)	8.5秒 (220円)

(注) ・「秒」は10円でかけられる秒数  
・「(円)」は3分間通話した場合の料金

年金情報

昭和五九年度の年金額改定について

「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金額の改定に関する法律等の一部を改正する法律」（昭和五九・五・二二法律第三五号）により、年金額の改定が行われます。その概要をお知らせいたします。

一、年金改定の内容

(一) 年金改訂率 (参考1)

現行年金額算定の基礎となっている仮定俸給年額を、平均2%引き上げて、年金額の増額改定を行う。

(注) 1 昭和五八年度の国家公務員の給与

の改善内容に準じたもの。

(注) 2 ただし、俸給調整適用者に係る基礎俸給については、昭和五八年度の

公社職員の給与改善内容により引き

上げられる。

(二) 対象

ア 昭和五七年三月三十一日（昭和五六年度）までの退職者。

イ 昭和五七年度の退職者のうち、同

年度の給与改定（ベース・アップ）

の適用を受けなかった者（いわゆる

「俸給調整適用者」も対象）

(注) 昭和五七年度の退職者のうち、

俸給調整適用者以外の者について

は、在職中にベース、アップあり。

(三) 実施時期

昭和五九年四月から、

ただし、恩給公務員期間、旧長期組合員期間等の旧公企体共済法施行前の期間に係る年金額については、昭和五十九年三月から、

二、移行年金に係る緩和措置  
昭和五十七年度の退職者については、その者に支給された年金及び退職手当と、共済年金統合法の施行日以後に退職する者に支給される年金及び退職手当との調整を図るため、次の措置をする。

(一) 方法

昭和五十九年四月以後の年金額（旧公企体共済年金額）を、昭和五十七年度に退職した国家公務員の年金額の引き上げ率と同じ引き上げ率により、改定する。

(二) 対象

昭和五十七年度の退職者（退職手当額3%減額措置適用者に限る。）

(三) 実施時期

昭和五十九年四月から

以上であります。今年度の年金額改定は、三月からの分と、四月からの分と、二回に分けて行なわれますので（参考2）

改定事務処理予定を参考までに申し添えます。一、昭和五十九年三月改定分及び移行年金の緩和措置分

(一) 改定処理時期

五十九年六月中に改定事務処理

(二) 精算支給時期

五十九年七月六日

二、昭和五十九年四月改定分

旧公企体共済年金から裁定替えした後の移行年金について年金額改定がなされること

(参考1)

俸給年額の引き上げ

現行年金額の算定の基礎となっている仮定俸給年額①	率 ②	加算額③
1,200,000円未満のもの	1.021	0円
1,200,000円以上5,052,632円未満のもの	1.019	2,400円
5,052,632円以上のもの	1.009	98,400円

改定後の年金額算定の基礎となる俸給年額 = ① × ② + ③

(参考2)

改定時期	改定される年金
昭和59年3月分から	旧公企体共済法施行日（昭和31年7月1日）前の期間に係る年金 給公務員期間に相当する年金 旧長期組合員期間 その他期間
昭和59年4月分から	旧公企体共済法施行日（昭和31年7月）以後の期間に係る年金 新法期間に相当する年金

註1. 上記のうち昭和59年3月分からの年金改定については、共済法による年金額算定について適用される。  
2. 通年方式による年金額算定については、全期間分について、昭和59年4月改定されることになっている。

とになっているので、裁定替え事務処理の中で年金改定処理を次のように行う。

(一) 改定処理時期  
旧公企体共済年金を、移行年金に裁定替えする際、年金額改定処理を併せて行う。

(二) 改定通知  
移行年金額を通知するときに、同時に通知する。

(三) 精算時期  
昭和五十九年一二月定期支給期（年金改定後の移行年金額が以前の旧公企体共済年金額を上回らない場合は、差額精算支給はありません。）

恩給・共済年金に関する  
電退連の陳情について

昭和五十八年十二月三日法律第八十二号により、国家公務員共済年金と、公共企業体職員共済年金とが統合され、私も公社退職者は既得権の確保と期待権の保障等、深い不安を禁じ得ません。

電電公社退職者団体連合会では、五十九年四月に、中央及び地方においてそれぞれ関係の機関及び向に対し、つぎの陳情をいたしました。

日本電信電話公社共済組合にかかると  
恩給・共済年金受給者の処遇等に関する陳情書

恩給・共済年金受給者の処遇改善等につきましては格別のご配慮にあずかり、私ども電電公社関係退職者はひとしくそのご厚志に感謝いたしております。

おかげをもちまして、逐年改善の実があらがりつつありましたことは、これひとえに関係各位のご尽力の賜物と厚くお礼申し上げます。

しかしながら、第百回国会において成立した、国家公務員共済年金と、公共企業体職員共済年金とを統合する法律第八十二号は、私ども一身を電気通信事業の発展と、電電共済事業の伸展に捧げ、今や老後の生活のすべてを年金に託しております者達にとりまして、まことに納得しがたいものであり、日本電信電話公社の経営形態の変革が予測されることを併せ考えますと、会員すべてが不安と焦慮の念に駆られては、この際政府並びに関係の向

つきましては、この際政府並びに関係の向におかれましては、公社退職者の年金制度に

関し、恩給制度創設と昭和四十八年度におけるスライド制実施の原点到ち戻り、慎重にご検討の上、左記諸事項が実現しますよう、会員一同の総意に基づきお願い申し上げます。

記

一、既得権の確保及び期待権の保障

年金受給権は、既得権として憲法上保護された財産権でありますので、これまでの制度を前提として生活設計を立てざるを得ない者にとりましては、他に補填の途がないのが実情であり、公社経営形態の変革が予測され、また、公的年金制度の大改革を迎えておりますこの際、電気通信事業の発達に全知全能を傾けてまいりました公社退職者の老後の生活に不安を感じない年金制度の確立と、その自主的運営が出来るよう期待いたしております。

つきましては、いわゆる整理資源の国庫負担のほか、仮定俸給等に基づく格差是正等従来改善が要望されながら実現できなかった諸点を解決するとともに、公的年金統合の一環としての基礎構想が導入される場合には、公社関係の独自の企業年金を設定し、既得権の確保と期待権の実体が維持できるようにお願いいたします。

二、スライド制の維持

公的年金にスライド制が昭和四十八年度に導入されて以来年金額の実質価値が維持されるようになり、公的年金に対する信頼が確立されましたが、この年金制度の中核が阻害されないような制度を定着させていただきますようお願いいたします。

三、税法上の優遇措置の確立

現在、退職年金は給与所得とみなされ、

所得税の課税対象となっており、課税所得が一千万円未満、年齢が満六五歳以上の老年者についてのみ、公的年金から七八万円の控除と老年者控除の二三万円が認められているに過ぎず、稼働能力の減退した者にとっては大きな負担であり、また、公的年金の統合に伴い給付水準の低下が予想されることから、年金に生活を託している高齢者については、退職年金を課税対象から除外するか、少くとも昭和四十八年以來時限立法となっている租税特別措置法による時限措置である特別控除額七八万円を恒久立法とし、物価に準じて控除額を上げていただくようお願いいたします。

なお、現在、検討されている公的年金制度の統合が実現しますと、給付水準の低下が必至であり、その不足分は企業又は個人の努力で補填せざるを得ないことが予想されます。つきましては、私的年金と考えられている企業年金及び個人年金については、掛金全額を税法上非課税とするか、所得から控除する助成措置を構じていただくようお願いいたします。

四、扶助料または遺族年金の算定基準額の改善及び最低保障額の引上げ

現在、扶助料または遺族年金は、恩給、共済年金額の五〇％支給となっておりますが、夫婦の一方が死亡した場合、生活費が半減するとは考えられませんので、これを八〇％にしていたいただくとともに、最低保障額についても逐次引上げていただくようお願いいたします。

五九年度公社に対する要望事項

五九年四月一日日電電公社退職者団体連合会長は、公社に対し次のとおり要望しました。

日電公社退職者団体連合会

会長 行廣 清美

日本電信電話公社

厚生局長 中原 道朗殿

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

公社退職者の生活の安定、福祉の向上等につきまして五四年九月二〇日以来書面をもって委細お願い申し上げており、公社ご当局のご配慮により逐年改善され、一同感謝いたしておりますが、なおご配慮を賜りたい事項がございますので、昭和五九年度においては、特に下記事項について何分のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

一、生存者叙勲の範囲の拡大

生存者叙勲につきましては、毎年深いご配慮をいただき、感謝いたしておりますが、なお公社内外の受章者間における勲等の格差調整及び受章者数の増加について、何分のご高配をお願いいたします。

また、一類と二類の中間者の叙勲及び二類の上申基準の緩和についても考慮していただくようお願いいたします。

なお、昭和二八年度以降の採用者について

ては、叙勲の途が閉ざされているやに仄聞いたしておりますので、死亡者及び生存者の双方について顕彰の途が開かれますようお願いいたします。

## 二、死亡者叙勲の早期伝達

早期に伝達していただけるようお願いいたします。

## 三、医療関係の共済組合任意継続制度の存置と退職者医療制度の排除

政府は一〇一国会に国民健康保険中に退職者医療制度を設け、公社退職者をはじめ会社等の退職者をすべてその対象とし、所要経費は各保険者が拠出することを提案しているやに承知しておりますが、公社退職者といしましては、長い間公社医療機関及び医療共済制度の恩恵を蒙り、感謝いたしておりますが、通信病院が解放される場合においても、健康管理所の利用等を含め医療共済制度を存続するか、これに代る制度を設けるよう何分のご配慮をお願いいたします。

## 五、共済年金相談センターの設置

最近共済年金に関する照会は制度の改正を含め著しく増加し、関係者は多忙を極めており、また、受給者の問合せも本人の具体的受給金額にまで及んでおりますので、これに対応するため、社内オンライン処理可能な集中管理センターを設置するか、これらの事務を社外の機関に委託、処理せしめる年金相談センターを設置し退職者の職場の拡張等につきご検討下さるようお願いいたします。

## 六、公社退職者の生活安定と福祉向上

私ども老後の生活を全面的に共済年金に託している公社退職者は、公社経営形態の変革と公的年金の大統合を目前に控え、生活設計に不安を感じておりますので、この際、共済年金の実質価値の維持、増延のための年金信託制度等新しい福祉制度の開発につきご検討下さるようお願いいたします。

## 五九年度公社への要望事項

### に対する公社の考え方について

五九年四月一日付公社への要望に対して、五月一四日公社の考え方を次のように示されました。

### 要望に対する公社の考え方

#### 一、生存者叙勲の範囲の拡大

公社は、かねてより、郵政省を通じ、総理府に対し「公社移行後採用の職員に対する受章」を要請しており、今後更にも働きかけを強め早急に認めてもらうよう努力していきたいと考えています。

また、一類と二類の中間者の叙勲については、受章者をより厳選していこうとする傾向があること、及び全体の数の制約等から実現は非常に困難な状況にあると考えます。

なお、勲等については、本人の在職中の功績及びその後の功績等により総理府において総合的に決定されるものであり、公社外の受章者との比較は、一概にできないところがあると考えます。

#### 二、死亡者叙勲の早期伝達

これまで同様、機会をとらえて、郵政省及び総理府に対し働きかけを行うとともに、

公社内においても早期伝達できるよう検討及び努力を行うと考えてあります。

### 三、医療関係の共済組合任意継続制度の存置と退職者医療制度の排除

一〇一国会に提出された健康保険法等の一部改正法案によれば、退職者医療制度は、公社等を退職され、国民健康保険に加入している方のうち、一定の条件を満たす者とその被扶養者を対象として一般の国保加入者より有利な条件で医療給付を行うというものになりますが、この制度が実施されることになりましても、従来の任意継続組合員制度は存続することとされています。

なお、伊豆白寿園等について、現在のところ拡充する考えはありません。

### 四、医療施設の開放と医療共済制度の存続等

公社通信病院一般開放後における医療共済制度のあり方等については、共済会及び公社、組合の三者で構成する医療共済運営委員会等において検討する考えてあります。

### 五、共済年金相談センターの設置

共済年金に関する照会、相談等についてはこれまで受給者データを保有する各電気通信局厚生課（いわゆる年金相談センター）において対応しており、今後においても年金制度の改正に関連する各種年金相談に對し的確、迅速な対応を行うように一層努めていくと考えてあります。

なお、共済年金の照会、相談業務のオンライン化については、今後検討を深めていくと考えてあります。

### 六、公社退職者の生活安定と福祉向上

共済年金の実質価値の維持については、

本年度においては、昭和五八年度の国家公務員の給与改善に準じて年金額算定の基礎俸給を平均二%引き上げることにより、四月分(旧公企体共済法施行前の期間に係わる年金については三月分)から年金を増額改定するための年金額改定法案が今国会で審議中です。(筆者付言、この法案は、五月一日参議院で議決、通過しました。)

(注) 今回の増額改定措置は共済年金統合法施行に伴う公企体共済年金から国共済年金への裁定替え後の年金について実施されるため結果的に年金の増額改定が行われないという場合も想定されます。

公社としても、共済年金は退職者の老後の生活設計のうえで重要な役割を果たしていることは十分認識しているところであります。本格的な高齢化社会の到来に対処するため給付水準の適正化と負担の公平性の確保が公的年金制度全体の重要な課題となっており、電電公社共済組合としても、長期的に安定した年金制度の確立に向けて従来から努力してきたところでありますが、今後、公的年金制度全体の動向を見きわめつつ、さらに努力していく考えであります。

なお、年金信託制度等新しい福祉制度の開発については考えておりません。

## 電友会四国連合会総会

五月二十四日は素晴らしい五月晴れの好天に恵まれた。この日、四国電信電話会館に、各県選出の代議員四十名を迎え、役員十一名

出席のもと電友会四国連合会第十三回総会を開催した。小川四国電気通信局長、野本四国友愛会長がご臨席になり、定刻十時三十分が開会した。先づ物故された方々に黙祷を捧げてご冥福を祈り、泉会長のあいさつのおと、小川四国電気通信局長からご丁寧なご祝辞をいただいたがその中で、「公社は経営形態の変革により、公社としての長い歴史の幕を閉じて、株式会社にかわるための法案が今国会に出されており、国会通過のあかつきには、民間企業になり、新規参入が予想される同種企業間のきびしい競争場裡に置かれ、さらには、税金、土地占用料など民間企業としての多額の経費も背負ってゆくことになるが、スリム化、活性化をはかり、社員の努力と相俟って業界をリードする健全な企業にならなければならぬ」と、民営化に対する決意を示され深い感銘を与えられた。

ついで参議員議員長田裕二先生、岡野裕先生からの祝電を披露したあと、議長に愛媛県代議員篠浦達行氏を選び、次の議案を審議し原案どおり承認または決定した。

- 一、昭和五十八年度決算報告(別掲)
- 二、同 会計監査報告
- 三、昭和五十九年度事業計画(別掲)
- 四、同 収支予算(別掲)

続いて、米寿にあたられる徳島市栗本計太郎氏、高知市仙石菊馬氏にお祝いの記念品を贈呈することを披露して十二時五分一旦休憩にはいり十二時三十分から懇親会にうつった。角田副局長、小森秘書課長もご臨席いただき、各県代議員となごやかな交歓が行なわれ約一時間の後閉会した。

通信局幹部の方々には極めてご多忙の中を特に時間を割かれてご臨席いただき、出席代議員と親しくご歓談下さったことは誠に有難いことであった。

## 昭和五十九年度事業計画

電友会四国連合会は、各県の会相互の連携を密にし、会員の生活の安定、福祉の増進をはかり、あわせて電気通信事業に寄与せんとする会の目的達成のため、下記施策の推進をはかるものとする。

- 一、退職者の現況を把握し、公社の要請に対しては、地域における公社の良き理解者として積極的に協力し、電気通信事業に寄与する。
- 二、公的年金制度の大革新を迎え、年金受給者の既得権、期待権の維持確保と、年金改訂時期を現職公務員の給与改善時期と同時期に改め、また、年金額の実質価値が低下しないよう、定期かつ自動的スライド実施の法制化にむけ陳情を続ける。
- 三、扶助料または遺族年金の算定基準額は、恩給、共済年金額の八〇%に改善するよう陳情を続ける。
- 四、恩給、共済年金受給者に対する老齢福祉年金の併給制限を撤廃するとともに、課税上の高齢者年金特別控課額七八万円を一〇〇万円以上に引上げ、租税特別措置法による時限措置を恒久化するよう陳情を続ける。
- 五、生存者叙勲の範囲拡大につき引き続き電連を通じ郵政省へ積極的に要請する。
- 六、電気通信共済会が行う退職者を対象とする各種文化活動等に積極的に協力する。
- 七、連合会会報の一層の充実をはかる。



58.4.1~59.3.31

58.4.1~59.3.31

支出の部

収入の部 (単位円)

項目	金額
分 担 金	60,000
旅費・交通費	210,000
会員バッジ買入金	119,700
会 議 費	42,000
総会理事会	15,000
編集委員会	27,000
事務費	88,000
通信費	45,000
用品費	7,000
印刷費	36,000
雑 費	58,000
予 備 費	361,903
合 計	939,603

項目	金額
繰 越 金	324,703
会 費	417,400
会員バッジ販売金	142,500
雑 収 入	55,000
合 計	939,603

昭和五十九年度収支予算

支出の部

収入の部 (単位円)

項目	金額
分 担 金	60,000
旅費・交通費	188,310
会員バッジ買入金	—
会 議 費	6,800
総会理事会	6,800
編集委員会	—
事務費	62,060
通信費	29,300
用品費	260
印刷費	32,500
雑 費	25,000
繰 越 金	324,703
合 計	666,873

項目	金額
繰 越 金	125,874
会 費	378,200
会員バッジ販売金	108,300
雑 収 入	54,499
合 計	666,873

昭和五十八年度決算報告

共済会だより

電気通信共済会四国支部 福祉相談所

◎五十九年度OB大学(愛媛地区)

の学習について

「健康にはじまり健康におわる」  
本年度のOB大学は、対象地域の拡大と参加者の増加を図るため、退職者の方々の意見なども聞き、開始時期を五月にずらし別表の計画をたてました。

五九年四月、新しくOBになった方も含めて愛媛県内約九〇〇名の退職者に、参加案内を行い、一九五名の申込みを受けました。五月一日に第一回の「生命の貯蓄体操」を開講し、八二名の参加者があり、石井進先生の講演のあと、実技指導もあって大好評でした。

計画表にしたがい引続き進める予定でありますので、多数ご参加ください。

(注)「生命の貯蓄体操」は、高松、高知でも行われております。希望者はつきへ照会してください。

高松市屋島中町四四九一  
高松市役所屋島出張所 小西昭枝氏  
電話 ○八七八一四一六二五八  
高知市高須砂地二六九一三三  
沢本三枝氏

◎香川、徳島、高知地区での行事について

これまで退職者を対象とする各種行事は、松山地区にかたよってあり、とかく普遍性と公平に欠けている点がありましたので、

昭和59年度 電電OB大学学習計画 (愛媛地区)

(一般教養講座)

No	月日	場 所	テ ー マ	内 容	講 師	備 考
1	5. 11 (金)	松山市 番町 公民館	健 康	健康体 操論 実 習	生命の貯蓄 会普及外 石井進氏	実習には 特別に 準備す る要す 材料の 代他円 1,000円
2	6. 8 (金)	砥部町 陶芸 創作館	やきもの 創 作	実 習	創 作 館	材 料 1,000円
3	7. 13 (金)	松山市 番町 公民館	人 間 の 心 に つ い て	人間生活の 問題 について	書 家 沢田大暁氏	
4	9. 14 (金)	〃	稲荷山古 墳の出土 品について	鉄剣の銘の 発見と古代 の関係について	松山商大 教授氏 松高市純 徳氏	
5	10. 12 (金)	〃	マスコミ 雑 感	ニューメディア とマスコミ の関係について	愛媛新聞社 友 社 和重作氏	
6	11. 9 (金)	丸亀市 万象園	美術観賞 庭園散策	美術 館		交通費食 代、 その他 3,000円
7	12. 7 (金)	松山市 番町 公民館	健 康	老人保健	松山病 院 通 信 医 山 院 師	

(特別教養講座) 文化講演会及び園芸講座について12月中に実施予定

◎医療共済について  
五九年三月末の医療共済加入者は、一四六名(本人七六名、家族七〇名)で前年度末の四八六名に比べて大巾に減少しております。これは通信病院の、一般開放の結果によるものでありますが、今後関東通信病院の開放によってこの制度は廃止されることになっております。

本年度は他地区でもこれまでの文化講演会に加えて、新しく囲碁大会を共済会主催で行うこととしました。  
多数のご参加をお待ちします。  
なお、将来はこれらの地区でもOB大学を計画したいと思っておりますので、御意見を御座りませんか。

7月19日から

中距離通話 (60km~320km) がお安くなります。

電電公社では、皆さまの多大なご利用に支えられ、おかげさまで昨年の遠距離通話に引きつづき、今年も通話料の値下げを実施できることとなりました。今回値下げされるのは60kmを超え320kmまでの地域への通話料金です。電電公社はこれからも電話をいっそうお気軽にご利用いただけるよう、サービスの充実に努めてまいります。

3分間のダイヤル通話料金

( ) 内は10円で通話できる秒数です。

路離区分	区分	
	昼間 午前8時~午後7時	夜間 午後7時~午前8時
60~80km	120円 (15.5秒)	90円 (21秒)
80~100km	140円 (13.5秒)	90円 (21秒)
100~160km	180円 (10.5秒)	100円 (18.5秒)
160~320km	260円 (7秒)	150円 (12.5秒)

●日曜祝日の昼間については、夜間の料金が適用されます。



あなたの声をサービスに生かす  
テレ太君のオレンジライン

電電公社



こんどは  
中距離値下げ。

電友会四国連合会報  
昭和五九年七月一日発行  
編集発行 電友会四国連合会事務局  
松山市一番町四丁目(〒七九〇)  
四国電気通信局内  
電話(〇八九九)三六一二〇二三  
印刷 四国電話印刷株式会社

編集後記

▽年金額改定率平均2%のうち、三月改定分(三一・七・一以前)は従前仮定俸給年額に上積みされ、裁定替え最後のアップでした。  
▽本号はお知らせ事項で紙面が一杯になり、随筆・文芸等折角の玉稿を登載できなかったことを深くお詫びいたします。

訃 等

次の方々が亡くなりました。謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈り致します。

氏名	死亡月日	行年	所属
木村松太郎殿	59・2・5	80	三本松
野田 亦治殿	59・2・19	79	川之江
江口 陳雄殿	59・2・22	82	高松
堺 善一殿	59・3・3	57	高松
中川 儀市殿	59・3・30	80	徳島
一宮喜多男殿	59・4・1	89	松山
西村 久吉殿	59・4・9	78	観音寺
大塚 裕司殿	59・4・22	62	松山
平井 一馬殿	59・4・21	84	松山
山下 武夫殿	59・5・21	77	松山